

いじめ防止に関する一考察

一次の一手を子どもに探る

松井 賢二（教育実践総合センター・教育臨床研究部門）

室賀美津雄（教育実践総合センター・教育臨床研究部門）

本研究では、まず文部科学省と新潟県教育委員会の「いじめ」実態調査結果をそれぞれ分析することによって次の2点、すなわち「言葉による暴力」といえる実態をどのように改善していくのか、そして、「いじめ」発見のための実態調査をいかに実施するのか、という問題点が明らかになった。次に、この問題点に関連して実施した2つの調査の分析結果から、「いじめ」防止に向けた学校のあり方（校長のリーダーシップ、教師の学級経営、家庭との連携など）について考察を行った。

《キーワード》いじめ防止、言葉による暴力、小学生

1. 問題—「いじめ」の実態調査結果から

(1) いじめの発生件数

文部科学省の調査(2002, 以下「全国調査」という)によれば、平成13年度に全国の公立の小・中・高等学校および特殊教育諸学校において「いじめ」が発生した件数は、25,037件（前年度比：5,881件減）である。それを校種別にみると、小学校6,206件（前年度比：2,908件減）、中学校16,635件（前年度比：2,736件減）、高等学校2,119件（前年度比：208件減）、特殊教育諸学校77件（前年度比：29件減）となっている。発生件数は、平成7年度をピークにして、すべての校種において6年連続で減少している。

一方、新潟県の調査（2002, 以下「新潟県調査」という）では、公立小・中学校の「いじめ」発生件数は、小学校で122件（前年度比：26件・17.6%減）、中学校では396件（前年度比：33件・7.7%減）となっている。発生件数の年次別推移をみると、全国調査と同様、小・中学校ともに平成7年度（小学校：606件、中学校：1,103件）が最多で、それ以後はほぼ減少傾向にある。

次に、全国調査で「いじめ」の発生件数を学年別に比較すると、小学校においては学年が進行するにつれて発生件数は多くなり、小学校6年生で1,865件である。ところが中学校1年生で急に増加し、7,666件の「いじめ」が発生している。これは全発生件数の約31%を占め、最多である。その後は学年進行とともに減少している。これと同様の傾向は新潟県調査においてもみられる。つまり、学年が進むとともに増加の傾向にあり、平成12年度小学校6年生の時期に「いじめ」が66件であったのが、平成13年度に中学校1年生になると、それが191件（約2.9倍）と急増している。その後中学校2年生140件、中学校3年生65件

と減少している。

(2) いじめの解消状況

全国調査では平成13年度に発生した「いじめ」(25,037件)のうち、21,868件(87.3%)がその年度中に解消している。校種別にみると、小学校では5,387件(86.8%)、中学校では14,456件(86.9%)、高等学校で1,955件(92.3%)、特殊教育諸学校で70件(90.9%)となっている。

新潟県調査においては、その年度内に「いじめ」が解消した件数をみると、小学校105件(86.1%)、中学校291件(73.5%)である。この解消率は、平成12年度と比較して、小学校では1.0ポイント増と高くなっているが、中学校では8.6ポイント減である。このことから、中学校においては「いじめ」の早期解消が難しくなってきていることがわかる。

(3) 「いじめ」の態様

全国調査に基づいて、「いじめ」の態様を校種別にみると、小学校では多い順に「冷やか・からかい」(29.1%)、「仲間はずれ」(19.4%)、「言葉での脅し」(16.8%)である。中学校と高等学校では、同じ順番で「冷やか・からかい」(中：31.9%, 高：26.9%)、「言葉での脅し」(中：18.5%, 高：21.3%)、「暴力を振るう」(中：15.1%, 高：20.6%)となっている。特殊教育諸学校では、多い順に、「言葉での脅し」(23.4%)、「冷やか・からかい」(19.8%)、「暴力を振るう」(18.0%)である。

小、中、高と学校段階が上がるにつれて割合が増加しているのは、「暴力を振るう」(小：14.6%, 中：15.1%, 高：20.6%)、「言葉での脅し」(小：16.8%, 中：18.5%, 高：21.3%)、「たかり」(小：1.3%, 中：2.6%, 高：5.9%)などが挙げられる。一方その

割合が減少傾向にあるのは、「仲間はずれ」(小:19.4%, 中:13.0%, 高:7.5%)と「集団による無視」(小:5.9%, 中:5.8%, 高:2.7%)である。

次に、新潟県調査における「いじめ」の態様を小学校と中学校についてみてみよう。まず小学校では多い順に「冷やかし・からかい」(24.1%),「仲間はずれ」(23.1%),「言葉での脅し」(20.1%)である。この順位は全国調査と同じであるが、「仲間はずれ」と「言葉での脅し」の割合が全国調査を上回っている。中学校では、「冷やかし・からかい」(37.1%),「言葉での脅し」(13.7%),「仲間はずれ」(13.6%)となっている。全国調査で第3位であった「暴力を振るう」は新潟県調査では第4位で12.1%である。また、小学校と中学校の割合(構成比)を比較してみると、「冷やかし・からかい」の割合が小学校よりも中学校で約13%も増加していることが顕著な違いである。

(4) 「いじめ」発見の端緒

「いじめ」発見の端緒について、全国調査でみると、小学校では多い順に「保護者からの訴え」(32.2%),「担任の教師が発見」(27.4%),「いじめられた児童生徒からの訴え」(25.2%)となっている。中学校では「いじめられた児童生徒からの訴え」(34.6%)が最も多く、次いで「担任の教師が発見」(22.0%),「保護者からの訴え」(19.2%)と続く。高等学校では、中学校と同様、第1位が「いじめられた児童生徒からの訴え」(41.2%)が最も多く、続いて「保護者からの訴え」(15.8%),「担任の教師が発見」(12.6%)となっている。特殊教育諸学校は中学校と同様の順位で、「いじめられた児童生徒からの訴え」(27.3%),「担任の教師が発見」(23.4%),「保護者からの訴え」(15.6%)である。

学校段階が上がると「いじめられた児童生徒からの訴え」(小:25.2%, 中:34.6%, 高:41.2%)や「他の教師からの情報」(小:3.2%, 中:8.1%, 高:10.4%)の割合が増加するが、「保護者からの訴え」(小:32.2%, 中:19.2%, 高:15.8%)や「担任教師が発見」(小:27.4%, 中:22.0%, 高:12.6%)の割合は減少していることがわかる。

次に、新潟県調査における「いじめ」発見の端緒をみると、小学校は全国調査と同じ順位であるが、「保護者からの訴え」(37.7%),「担任の教師が発見」(23.8%),「いじめられた児童生徒からの訴え」(18.9%)である。全国調査と割合(構成比)を比較すると、「保護者からの訴え」が全国調査を上回っている一方、「担任の教師が発見」はやや低くなっている。中学校では、「いじめられた児童生徒からの訴え」(44.4%)が最も多く、次いで「保護者からの訴え」(16.1%),「担任の教師が発見」(15.4%)と続いている。これは全国調査と比較すると、まず第2位と

第3位の順位が逆転していること、さらに全国調査よりも、「いじめられた児童生徒からの訴え」の割合が約10ポイントも高くなっているが、逆に「担任の教師が発見」の割合が6ポイント以上も低いことがわかる。

(5) 「いじめ」問題に対する対応

「いじめ」問題に対する対応について全国調査の結果を見ると、小・中・高等学校および特殊教育諸学校のいずれも、多い順に「職員会議等を通じて共通理解を図った」(小:24.9%, 中:20.3%, 高:24.2%, 特殊:29.9%),「学校全体として児童・生徒会活動や学級指導などにおいて指導した」(小:18.4%, 中:15.6%, 高:17.3%, 特殊:27.9%),「教育相談の体制を整備した」(小:15.0%, 中:15.2%, 高:16.4%, 特殊:12.7%)となっている。

新潟県調査では、小学校については、多い順に「職員会議等を通じて共通理解を図った」(23.7%),「全校的な実態調査を実施」(18.2%),「学校全体として児童・生徒会活動や学級指導などにおいて指導した」(17.1%)である。中学校では「職員会議等を通じて共通理解を図った」(16.5%),「全校的な実態調査を実施」(15.0%),「教育相談の体制を整備した」(14.5%)となっている。この結果を見ると、新潟県では小、中ともに「実態調査の実施」にかなり力点を置いていることがわかる。その実施率は、小学校で73.9%,中学校で87.1%とかなり高くなっている。

(6) 実態調査からみた問題点と課題

上述の調査結果から、ここでは次の2点を問題としてあげたい。

①「いじめ」の態様をみると、「冷やかし・からかい」や「言葉での脅し」といった「言葉」を使った「いじめ」がいずれの学校段階においても4割から5割を占めている。この「言葉による暴力」ともいえる実態を、子どもたちにどのように知らせ、改善していったらよいかを課題といえる。

②新潟県の小・中学校においては、「いじめ」の実態調査を7割から8割以上の学校で実施しているが、その一方で、学級担任をはじめとする教師が「いじめ」を発見している割合が全国調査の割合よりも低くなっている。つまり、「いじめ」発見のために、実態調査をいかにこなすのか、が重要な問題と言えよう。

本稿では、これら2点に関連し実施した2つの調査を紹介し、いじめ防止に向けた学校のあり方について考えてみたい。

2. いじめ根絶へ二つの具体的な実態把握調査

新潟県教育委員会は、県内で発生したいじめによる

とされる中学生の自殺事故を深刻に受け止め、平成 7 年 12 月 4 日付けで「いじめ問題への緊急な取組と指導の徹底について」（いじめ問題緊急対応策）通知を県内の各学校へ出した。その中で、示された緊急対応策が次の 5 項目である。

- ① いじめ総点検の実施
- ② 点検結果の分析と対応
- ③ 教師と子どもとのふれあい時間の確保
- ④ いじめに対する子ども同士の話し合いの機会の設定
- ⑤ 保護者との連携

これらは、学校がとるべき対応策として、極めて重要な指摘であるが、具体的なアクションとなると各学校に温度差が生じる。例えば、①では、先の県教委（文部省）の調査項目を再調査した学校、③では、日課表の中に「ふれあいタイム」を設けた学校、④では、児童会や生徒会で取り上げ、いじめ防止キャンペーンを展開した学校、⑤では、各小・中学校単位、あるいは中学校区単位で「いじめ対策会議」を設置したところなど、様々な取組が見られた。

いじめ問題への対応（取組）で大事なことは、各学級に任せるのではなく、学校全体として取り組むこと、

日常の教育実践（教育課程に基づいた学習指導や生徒指導）の中で、意図的・計画的に取り上げて取り上げていくことが、極めて重要なことである。

ここでは、2 つのいじめ実態調査を分析し、具体的な対応策について、提言をしたい。

<調査 1> いじめの実際=いじめ行為の具体的な面から次の一手を探る

この調査は、先の県教委通知「①いじめ総点検の実施」を受けて、具体的な場面（ケース）を探ることを目的とした。教育課題の解決には、例えば、子どもの学力向上でも、いじめや不登校の防止も、その事実・実態から次の一手を学ぶことが極めて肝要である。このことは、あたかも企業の市場調査や警察の現場検証が、次の一手に不可欠の手段であることに通じると考える。

ところで、一般的に、子どものいじめは、大人がいないところ、見えないところで言葉や態度を手段として行われる。

そこで、「子どもの声が聞こえ、姿が見える」ような「いじめの実際」を具体的に調査することとした。

表 1 <調査 1>の調査項目

<p>Q 1 : あなたは、いつ（どんなとき）いじめられたことがありますか。 （登校時？ 休憩時間？ 清掃時？ 部活動時？） ex. 朝、学校へ来て、</p>
<p>Q 2 : あなたが、いじめられたのは、どこ（場所）ですか。 （自教室？ 特別教室？ 体育館？ グラウンド？ トイレ？ 通学路？） ex. 5 の 1 教室（自教室）で、</p>
<p>Q 3 : あなたをいじめたのは、だれ（どんな人）ですか。 （同じクラスの友だち？ 部活の先輩？ 他校の人？ 上級生？） ex. クラスの友だちに、</p>
<p>Q 4 : あなたは、どのように（どんな言葉や態度で）いじめられましたか。 （むかつく？ あだ名？ 靴に砂を入れられた？ あいさつしたら無視された？ 自分の持ち物に落書きされた？） ex. 「おはよう」と言ったら、「シラーッ！」と言って無視され、教室から出て行かれた。</p>
<p>Q 5 : あなたは、その時、どうしたか。 （されるがまま？ 抵抗した？ その場から逃げた？ 人に相談した？） （なぜ？ どのように抵抗？ 逃げ場所は？ 誰に相談？） ex. されるがまま、誰にも相談しなかった。</p>
<p>Q 7 : あなたが困ったとき、相談できる人は誰か。 （父母？ 祖父母？ 学校の先生？ 友だち？ 近所の人？） ex. お母さん、先生</p> <p>※ この質問は、相談できる人を予め想定しておくが子ども自身の対応を考えさせる上で効果的と考えて行った。</p>

注：（ ）内は、調査時の学年発達に応じた説明資料

以下、その調査の実際である。

(1) 調査内容とその項目

表1のとおりである。

(2) 調査の実際例

調査対象は、新潟市立K小学校2年生から6年生の94人である(1年生は入学間もないため、除外した)。調査の実施時期は、平成14年6月である。実際の調査は、学年別に説明を加えて実施したが、ここでは便宜的にまとめてある。

(3) 調査結果

表2のとおりである。

(4) 調査結果の考察

- ① 約6割の子どもたちが、いじめられた経験がある。
- ② いじめの時間帯は、休憩時間、登下校時、放課後が多い。
- ③ いじめられる場所は、殆どが教室や体育館など学校内で、次に通学路である。
- ④ いじめられた相手は、同級生が圧倒的に多く、上・下学年のケースもある。
- ⑤ いじめの態様は、叩かれたり蹴られたりする暴力的な行為が多く、次にあだ名や嫌みなどの言葉によるケースが多い。
- ⑥ いじめに対する対応は、言い返したりやり返し

たりするなど抵抗した場合とされっぱなしなど無抵抗の場合のほか、人に相談したり逃げたり無視したりするケースがある。

<調査2> いじめや親切の具体相を言葉で探り、子どもの感性を磨く

この調査は、いじめの態様を「言われて嫌な言葉」と「されて嫌な態度」の両面から探り、とかく「知らず、気付かずにいじめにつながる行為」を繰り返している子どもたちの注意を喚起することを主目的に実施したものである。なお、調査は嫌な言動ばかりでなく、その対局にあるうれしい言動にも目を向けさせ、「いじめ」と「親切や思いやり」を対比させることによるいじめ防止効果をねらったものである。

(1) 調査内容とその項目

表3のとおりである。

(2) 調査の実際例

調査対象と実施時期は調査1と同一である。

(3) 調査結果

表4のとおりである。

(4) 調査結果の考察

- ① いじめの態様と親切や思いやりの態様が、子どもたちの具体的な言葉で表出されている。「言われて嫌な言葉」や「されて嫌な態度」には、その

表2 <調査1>の調査結果

Q1: いじめは、何時されたか。(回答 59人(63%), 無回答 35人(37%))
・ 昼休み(19) ・ 休憩時間(16) ・ 下校時(7)
・ 登校時(6) ・ 放課後(6) ・ 給食時(2)
・ 朝会時(2) ・ その他(2)
Q2: いじめは、何処でされたか。(回答 59人(63%), 無回答 35人(37%))
・ 教室(27) ・ 通学路上(13) ・ グラウンド(9)
・ 体育館(9) ・ 階段や廊下(4) ・ 家で(2)
Q3: いじめは、誰にされたか。(回答 62人(66%), 無回答 32人(34%))
・ 同級生(50) ・ 上学年(15) ・ 下学年(9)
・ 兄弟姉妹(5) ・ その他(1)
Q4: いじめは、どのようにされたか。(回答 61人(65%), 無回答 33人(35%))
・ たたかれた(24) ・ 蹴られた(17) ・ あだ名を言われた(16)
・ 叩く、蹴る以外の危害(9) ・ 無視された(5) ・ 睨まれた(3)
・ 嫌みを言われた(3) ・ 物を取られた(2) ・ その他(5)
Q5: いじめられたとき、どうしたか。(回答 66人(70%), 無回答 28人(30%))
・ 言い返した(22) ・ されっぱなし(20) ・ 逃げた(8)
・ やり返した(6) ・ 人に話した(先生3, 友だち2, 家人)
・ 無視した(4) ・ 止めるように言った(4) ・ 泣いた(2)
・ 怒った(2)
Q6: 困ったときの相談相手には、誰がいるか。(略)

注: ()内は人数。(複数回答あり)

表3 <調査2>の調査項目

Q1： あなたは、友だちや人に「言われてうれしかった言葉」がありますか。 それは、どんな時に言われた「ことば」ですか。
Q2： あなたは、友だちや人に「言われていやだった言葉」がありますか。 それは、どんな時に言われた「ことば」ですか。
Q3： あなたは、友だちや人に「されてうれしかった態度」がありますか。 それは、どんな時にされた「態度」ですか。
Q4： あなたは、友だちや人に「されていやだった態度」がありますか。 それは、どんな時にされた「態度」ですか。

表4 <調査2>の調査結果

<p>Q1： 「言われてうれしかったことば」（回答 75人（80%）、無回答 19人（20%））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ありがとう（15） ・上手だね（15） ・大丈夫！（13） ・頑張ったね（6） ・一緒に遊ぼう（5） ・すごいね（4） ・おめでとう（3） ・その他（優しいね、足が速いね、やったね、ドンマイ、早く治るといいね、よかったね、ナイス、親友だよ・・・など） <p>※ 「どんな時に言われたか」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勉強中（21） ・休憩時間中（11） ・部活中（9） ・その他
<p>Q2： 「言われていやなことば」（回答 67人（31%）、無回答 27人（29%））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バカ（22） ・死ね（9） ・あほ（6） ・おばさん、ババア、オニババ（5） ・デブ（4） ・あだ名（4） ・その他（仲間に入れない、まぬけ、うっせい、かっぱ、ドジ、命令する、殺す、プロレスラー、だまれ、何で出来ない、ほごくな、うぜえ、ブス、チビ、何い、生きてる価値なし、大根、パチンコ、ゴリラ、転校しろ、おまえと遊ばない、キモイ、じゃま、オナラした、部活ちゃんとやれ、持ち物を冷やかす・・・など） <p>※ 「どんな時に言われたか」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休憩時間（13） ・勉強中（8） ・登下校時（5） ・その他（部活時、清掃時、放課後、給食時等）
<p>Q3： 「されてうれしかった態度」（回答 52人（55%）、無回答 42人（45%））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊びの誘い（11） ・荷物を持ってくれる（7） ・落とした物を拾ってくれる（5） ・その他（机を下げるのを手伝ってくれる、誕生日の祝福、鬼ごっこの鬼を代わる、慰めてくれる、ゲームをさせてくれる、捜し物を手伝ってくれる、トイレを譲ってくれる、下校を待ってくれる、親友といって励ましてくれる、拍手、作品づくりの手伝い、話をきちんと聞いてくれる、おんぶ、物を貸してくれる・・・など） <p>※ 「どんな時にされたか」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勉強中（9） ・休憩時（8） ・給食時（3） ・部活時（2） ・その他（登下校時）
<p>Q4： 「されていやだった態度」（回答 56人（60%）、無回答 38人（40%））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無視や避けられる（14） ・叩く、蹴るなど（6） ・悪口や嫌なことを言う（6） ・話をちゃんと聞かない（3） ・ひそひそ話をする（3） ・その他（挨拶を返さない、バカにする、砂をかける、睨む、使われる、後片づけをしない、秘密を話す、自慢する、人を見て笑う、机を下げられる、物を取ろうとする、怒る、陰口・・・など） <p>※ 「どんな時にされたか」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休憩時（11） ・勉強中（6） ・放課後（2） ・朝（2）

注：（ ）内は人数。（複数回答あり）

多様さや陰湿さなど、この種の調査がなければ、
教師も親も知りうることは難しく、子どもたちの

置かれている厳しい現実の世界の一端を窺い知
ることが出来る。

- ② 「言われて嫌な言葉」の中には、テレビのドラマやお笑い番組、漫画本など、いわゆるマスコミの影響を受けていると思われるものもある。
- ③ 「言われてうれしかった言葉」や「されてうれしかった態度」には、子どもらしい言葉かけや思いやり、親切の態度が見られる。
- ④ これらの調査結果は、各学年別に集計されていることから、子どもの発達段階に応じて道徳や特別活動の時間、或いは日常の生徒指導に活かすことが出来る。

3. 調査結果から学ぶ「いじめ防止策」

(1) 全校体制による意図的・計画的な取組

この種の調査は、単に学級や学年単位ではなく、学校として意図的・計画的に一斉に取り組むことが肝要である。そのためには、事前の共通理解と協力体制が不可欠である。

(2) 教育課程に位置付けた取組

いじめ防止の具体的な指導に当たっては、目的、内容、方法を明確にして、教育課程に位置付けることが大事である。道徳や特別活動の年間指導計画に盛り込んで、いじめの具体例を基に子どもたちに議論させるとともに、道徳教育の一環として学校生活全体を通じて適時・適切に指導をしていく必要がある。

(3) 校長のリーダーシップと全校体制

いじめ問題に対する校長の関心や解決への意欲の度合は、職員の志気に大きく影響する。校長は校長の立場で、自ら調査結果に基づいて全校集会（朝会）等の折に、いじめ問題と学校生活、或いは人権問題として講話を行い、これを受けて各学級、或いは学年単位で道徳や学級活動の時間を活用して指導に当たる。

特に、校長の全校講話では、自校の実態調を基に、「いじめは人の心と体に対する卑劣な暴力」であり、「いじめは、しない・させない・負けない」ように、具体例を示しながら話すことが肝要である。子どもたちは、自分の心に思い当たるような具体的な話ほど、真剣に耳を傾けて聞き入る。

(4) 休憩時間における職員の効果的な配置

いじめ行為は、子どもたちが日常生活をしている学校内で行われている。また、一般的に、子どもたちのいじめ行為は大人がいないところで行われることから、授業後の休憩時間や昼休み等に、子どもたちがいる教室、体育館やグラウンド等に、職員を配置する。この場合、職員は子どもたちが集まる場所（フロア）に出て、見張りではなくて、一緒に運動をしたりゲームをしたりして相手をするのが効果的である。

(5) いじめの態様の具体的な調査

子どもたちのいじめは、暴力的行為や言葉による暴力（嫌みなど）が主要な態様である。人は、「知って

いる言葉で考え、使っている言葉で行動する」ことから、具体的な言葉や行為を調査し、発達段階に応じた子ども同士の話し合いの場を設ける必要がある。なお、この際、不快感やいじめにつながる言動だけでなく、親切や思いやりにつながる具体的な言動を調査し、好感情にも気付かせることが効果的である。

(6) 人間関係（信頼）重視の学級経営

いじめの相手としては、普段一緒のクラスメートが一番多く挙げられていることから、人間関係に配慮した学級経営がいじめ防止の重要な鍵となる。そのためには、まず、教師自身が児童生徒理解を基に、児童生徒との信頼関係を築くことが不可欠である。また、同時に、児童生徒相互の思いやりや親切、協力的態度などを重視した学級集団の育成に努める必要がある。

(7) いじめに対する自衛策の積極的指導

いじめに対する対応として、「抵抗する、逃げる、相談する」などの智恵（方法）を承知している子どももいるが、教師や親は、日頃からいじめに対する自衛策を積極的に伝える（教える）必要がある。

(8) 困ったときの相談相手の想定

子どもたちには、いじめが深刻化することを防ぐための方策として、予め、困ったときの相談相手を想起させておく必要がある。このような機会を与えることによって、家族、教師、友だち、近所の人など、その気になって考えさせると、意外に相談相手がいることに気付く。

(9) 調査結果を子どもと保護者に公開

学校が主体的に取り組むこの種の調査は、自校の取組や指導に活かす調査である。従って、調査結果は、子どもたちは勿論、保護者にも公開し、注意を喚起することがいじめ防止に効果的である。

子どもたちには、授業を通して公開し、上記の4項目の調査結果を具体的な言葉で教室や廊下に掲示していくことも効果的である。「いやな言葉」や「いやな態度」は、抑止力として働くし、「うれしい言葉」や「うれしい態度」は、親切や思いやりの具体的な態様として、広がっていくことが期待され、正に道徳的実践につながっていく。

また、家庭や地域には、学校の広報紙に掲載したり、いじめ防止を主題に道徳の授業公開するなど、保護者の関心を高める上でも効果的である。そして、各家庭でも、子ども自身や兄弟姉妹がいじめに遭った場合などを想定して話し合いをして貰いたいものである。

(10) 家庭との連携

いじめ問題が大きくなったり、子どもが自殺するような事態に至ったとき、親も教師もいじめのサインに気付かなかつた、親の訴えを深刻に受け止めてくれなかつたと、反省がなされる。

いじめも又、早期発見・早期対応が問題解決の近道である。家庭や学校で、子どもの様子が普段と違うと

気付いたら、即、連絡を取り合うことが重要である。例え、些細なことと思われても、いじめ問題は学校と家庭の双方が深刻にい受け止め、早期に対応することである。

4. 「いじめ問題」解決に向けて (調査から気付くこと・学ぶこと)

(1) 人間の精神生活を司る「ことば」＝心（思考）が動けば、体も動く。

人は、知っている言葉で考え、使っている言葉で行動する。その背景には、人間の精神生活を司っているのは「ことば」であり、言葉は思想であり、人間性と深く結びついていることに気付く。子どもたちの教育には、常に「豊かな人間性の育成」が協調されるが、親や教師が率先して「美しい言葉・優しい言葉・親切な言葉・思いやりのある言葉」を使っていくとともに、行動で範を示すことが求められる。また、一方で、「人間として、使ったり、やったりしてはいけない言葉」にも常に意を用いて教育指導に当たらなければならない。

「心の教育は、心で」と言われるが、その心の表出が言葉であり、言葉で考えた行動であることから、親や教師の感性に響く言葉遣いが子どもの豊かな感性につながることを銘記したい。

(2) 「次の一手は、子どもの中にあり」＝問題意識があれば、「気付く・ひらめく」

学習指導でも生徒指導でも、子どもたちの問題を解決する鍵は、具体的な学力実態や問題行動の事実の中にある。親も教師も子どもたちのことを知っているようで、実はよく知らないで問題を見過ごし、解決を遅らせてしまう場合が多い。

また、大人に問題意識があれば、子どもたちの具体的な実態や事実から解決の糸口に気付いたり、ひらめいたりして、そこから学ぶことが多いのである。

(3) 「いじめ問題」解決の要諦は、予防・抑止力にあり。

教師も親も、いじめ問題も不登校問題も、これまで多くの事例（ケース）を見聞きしてきた。私たちは、今、子どもたちの悩みや問題行動の事実から、予防策を学び、構築しなければならない。現実問題として、新たないじめや不登校を生まなければ、いじめも不登校も減り、子どもたちがより安心出来る学校生活を保障することにつながる。

また、問題の事実とともに、効果的な取組を公開することにより、学校や家庭、行政等の関係者の注意を喚起したり、抑止力として機能させることが可能と考える。

「困った、困った」情報だけでは、互いに傷を嘗め合うばかりで、人は動かない。プラス情報の公開こそ、

緊張感を呼び、行動につながることを忘れてはならない。

(4) 「いじめ問題は人権問題」「いじめは人権侵害」である。

学校でも家庭でも、その他子どもの教育に携わる関係者は、「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」という強い認識に立つことが基本である。（文部省 H.8.7:「いじめ問題に関する総合的な取組について」）

いじめは、「しない・させない・負けない」指導を徹底し、正義感や人権感覚など、学校に置ける道徳教育の充実に力を注ぐ必要がある。とりわけ、「正義の味方」を自認する小学校低学年からの指導を徹底し、いじめの傍観者を生まない取組が不可欠である。

また、子どもたちの問題行動には、善悪の判断に迷っている嫌いがある。問題行動に対する教師や親の「適時・適切なジャッジ」の責任は重い。

(5) 「いじめ問題」の解決は、「学校の教育改革＝意識改革」である。

教育改革は、教師の意識改革である。意識改革は、議論である。議論への点火は、学校の管理・運営の責任者たる校長（リーダー）の責任である。

我が国の教育改革は、凡そ 10 年周期の学習指導要領の改訂に合わせ、教育課程審議会の審議とその答申によって、文部科学省から示されてきた。教育行政機関や関係者には、学校は教育行政の末端端という意識がある。しかし、子どもたちの教育の直接の当事者は、家庭の保護者であり、学校の教師であることを考えれば、正に教育の最先端にいることを再確認したい。教育改革もいじめ問題も、責任ある議論と解決の責任は、学校や家庭の現場にあり、トップリーダーの責任は重い。

校長が動けば、職員も動く。校長の率先垂範、共汗同苦の姿勢に、職員が動き、学校が動く。

文 献

文部科学省 2002 生徒指導上の諸問題の現状について（概要）

新潟県教育庁義務教育課 2002 いじめ・不登校の現状（平成 13 年度いじめの実態と指導状況）

（謝辞）

調査にご協力くださった小学校の皆様は心より感謝申し上げます。

（執筆分担）

本論文の「1」を第一著者が、「2」から「4」を第二著者が担当した。